

北海道体育学会会則

昭和 26 年 1 月 15 日制定

昭和 47 年 12 月 24 日改正

昭和 55 年 12 月 15 日改正

昭和 57 年 3 月 2 日改正

昭和 60 年 11 月 30 日改正

平成 11 年 6 月 30 日改正

平成 18 年 11 月 11 日改正

平成 20 年 12 月 6 日改正

平成 23 年 6 月 4 日改正

平成 23 年 11 月 20 日改正

平成 25 年 12 月 8 日改正

◆ 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、北海道体育学会と称し、(以下本会といふ) 一般社団法人日本体育学会北海道地域を兼ねる。

(目的)

第 2 条 本会は、体育に関する科学的な研究をなし、体育学の発展をはかるとともに、体育の実践に寄与することを目的とする。

◆ 第 2 章 事業

(事業)

第 3 条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 研究会、講演会の開催
- (3) 一般社団法人日本体育学会との連絡
- (4) 機関誌「北海道体育学研究」の刊行
- (5) その他学会の目的達成に資する事業

◆ 第 3 章 会員

(会員)

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同する個人をもって組織する。

(会員種別)

第 5 条 本会の会員を次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) 名誉会員

2 学生会員は、大学院または大学等に在籍して体育学および関連分野を専攻する者で、正会員の推薦を受け、本会に登録を行った者とする。ただし、学生会員資格は 2 年間とし、会員の継続を希望する場合、再度入会の申し込みを要する。

3 名誉会員は、北海道における体育学および関連分野の発展に関して功績が特に顕著な者で、会長の推薦を受け総会の議決によって承認された者とする。

(会費)

- 第6条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。
- 2 正会員は、会費年額4,000円を毎年9月末日までに納めるものとする。
- 3 正会員で、2か年会費を納入しない者は、退会したものとみなす。
- 4 学生会員は、2年間での会費5,000円を入会した年度に一括して納めるものとする。一度納入された会費の返還は行わないものとする。
- 5 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

◆ 第4章 組織および運営

(役員および役員数)

第7条 本会に、次の役員を置くことができる。

- 会長 1名
副会長 1名
理事長 1名
理事 13名
監事 2名
幹事 2名
会計 1名

(役員の選出)

第8条 会長は、別に定める選出法により選出し、総会において決定する。

- 2 副会長は、会長の推薦により決定する。
3 理事は、別に定める選出法により選出する。
4 理事長は、理事の互選により決定する。
5 監事は、総会において選出する。
6 幹事、会計は、会長の推薦により決定する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げないが、会長については、2期を超えない。

- 2 役員に欠員が生じ、その補充として就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(一般社団法人日本体育学会地域別代議員の選出)

第10条 本会は、一般社団法人日本体育学会地域別代議員（以下地域別代議員という）を選出する。

- 2 地域別代議員は、一般社団法人日本体育学会細則に則り、本会に所属する日本体育学会会員が選出する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の推薦により、総会において決定する。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3 理事長は、本会の会務執行を統轄する。
4 理事は、本会の運営について審議し、会務執行を分担する。
5 監事は、本会の会計の監査にあたる。
6 幹事は、本会の事務の処理にあたる。
7 会計は、本会の会計の処理にあたる。

(運営)

第 13 条 本会の運営は、次の機関による。

(1) 総会

(2) 役員会

(総会)

第 14 条 総会は、会長が招集して年 1 回これを開き、当日の出席会員をもって構成する。

2 総会は、役員を選出するほか、重要事項を審議決定する。

3 議長は、総会の出席者から選出する。

4 役員会が必要と認めた場合、または会員の 4 分の 1 以上の署名要求のある場合は、臨時に総会を開催しなければならない。

(役員会)

第 15 条 役員会は、役員で構成される。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会は、本会の運営について審議するほか、総会から委嘱された事項について審議決定し、会務の執行にあたる。

(議決)

第 16 条 本会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

(委員会)

第 17 条 本会に、次の常置委員会を置く。

(1) 研究委員会： 教育研究の資質向上および若手研究者の育成のための事業運営。学会賞および若手研究者賞の選考。

(2) 大会委員会： 学会大会（シンポジウムを含む）の企画・運営。

(3) 編集委員会： 機関誌「北海道体育学研究」の編集・刊行。投稿規定の検討。

(4) 広報委員会： 学会活動に関する広報。講演会等の企画・運営。

2 各委員会は、理事を含む若干名をもって構成する。

3 必要に応じて、他の委員会を設置することができる。

◆ 第 5 章 会計

(経費)

第 18 条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会員の会費

(2) その他

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日とする。

◆ 第 6 章 事務局

(事務局)

第 20 条 本会の事務局は、原則として会長または理事長の所属する機関に置く。

2 事務局は、役員会の議を経て決定される。

◆ 第 7 章 附則

(会則の変更)

第 21 条 本会則の変更は、総会の議決によらなければならない。